

公職選挙法の改正により、平成28年6月19日以後の選挙権年齢がこれまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。「18歳選挙」をどう生かしていくか、考えてみましょう。

これから始まる 18歳選挙



1 なぜ18歳以上に引き下げるの？

少子高齢化が進むなかで未来の日本に生きていく若い世代に、現在そして未来の日本のあり方を決める政治に関与してもらいたい、という意図があるからです。

少子高齢化のため若い世代の有権者数が少ないことになり、若い世代の意見が国や地方の政治に反映されにくいこととなります。そこで、若い世代の意見がもつと政治に反映されるように選挙権年齢を引き下げ、より多くの若い世代の人たちが選挙で投票できるようにしたのです。

「18歳選挙権」により、全国で18歳、19歳の約240万人が、有権者に加わるようになります。なお、町ではおよそ320人が新たに有権者となります。

2 どんな選挙で投票できるの？

「有権者」になると、国会議員を選ぶ「国政選挙」や、都道府県の知事や市区町村長と、それらの議会の議員を選ぶ「地方選挙」で投票することができます。

これらの議員や知事などの仕事は、私たち国民や住民の代表として、国や地方の政治を行うことです。政治のわかりやすい役割は、税金の集め方や使い方をはじめ、法律や制度など国や社会のルールを作る際に、異なる考え方や意見の対立を調整し、解決を図ることです。

こうした政治を行う代表者を選ぶための大事な手段が選挙であり、「有権者」になることは、選挙を通じて政治の過程に参加する権利を持つこととなります。

3 投票はどんなふうにするの？

投票は、「一人一票」。そして「投票日に」「投票所で」行うことが原則です。

投票日前に有権者に投票所入場券や投票所案内が配られ、投票日や投票所が案内されますので、この入場券や案内を投票所に持参してください。なお、入場券や案内を参しなくても、選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」に登録されていれば投票することができます。

選挙人名簿への登録は、原則、住民票がある市区町村で、その市区町村に3か月以上引き続き居住している人が対象となります。そのため、進学や就職などで実家を離れて引越した場合は、速やかに引越し先の市区町村に住民票を移しておきましょう。

4 選挙運動はできるの？

有権者は、左図の通り一定のルールを守れば、さまざまな選挙運動ができます。

有権者（18歳以上）ができる選挙運動

選挙運動メッセージを、SNSなどで広める(リツイート、シェアなど)

選挙運動の様子を動画投稿サイトなどに投稿

友人・知人に投票や応援を頼む

電話を使って投票や応援を頼む

選挙運動メッセージを、ネット上の掲示板やブログなどに書き込む

飲食物の提供 ※2

買収 (有権者にお金を渡したり飲食などでもてなしたりすること)

電子メールを使った選挙運動 ※1

満18歳未満の選挙運動

戸別訪問

※1 候補者や政党が行う場合は認められています。
※2 高価でないお茶菓子などは除きます。

5 若い世代の声を未来に生かそう

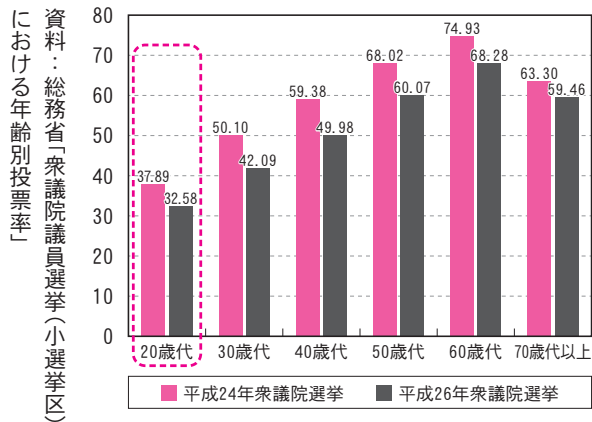
現在、若い世代の皆さんのまわりには様々な課題があります。例えば、皆さんに直接関わる教育や就職の課題。いざ関わってくる結婚や子育て、親の介護や自分の老後などの課題。そして、将来あるべき社会とは、といった課題もあるでしょう。

そうした課題を解決していくには、当事者である若い皆さん一人ひとりが自分自身の考えを持って政治に関わっていくことが大切です。

「こんな政策が欲しい」「こんな社会にしていきたい」といった自分自身の考えを持

ち、それが政治に反映されるよう、自ら働きかけていくためには、自分たちの声を政治に届ける代表者を選ぶことが重要です。

しかし、世代別にみると、若い世代ほど投票率が低くなっており(左グラフ参照)、未来を生きていくはずの若い世代の意見が政治に届きにくくなっています。これから18歳、19歳となって有権者になる皆さん、また、中学生や20歳以上の若い世代の皆さんも、これから始まる「18歳選挙」をきっかけに、選挙と政治が自分自身の未来にどのような関わってくるか、あらためて考えてみませんか。



投票に行って若い世代の声を届けよう！



選挙には行ってみたいけど、投票するにはどうしたらいいのかな？



投票ってどうするの？

①「投票所入場券」を持って指定の投票所へ行く！

投票入場券は選挙の前に自宅に郵送されます。もし、投票入場券が届かなかったり、入場券を無くした場合でも、本人確認が出来れば投票することが出来ますので、これらの場合は投票所の係員に申し出てください。

②「投票所入場券」を受け付に提出！

あなたが選挙人名簿に記載している本人かどうかを投票所の係員が確認をします。

③投票用紙を受け取る
投票所の係員から投票

用紙を受け取り投票記載台へ向かってください。



④投票記載台で投票用紙に候補者の名前や政党名を書きましょう！

投票したい候補者・政党などをよく確かめて、投票記載台に備えてある鉛筆を使い、投票用紙に記入します。間違えたときは訂正できません。

⑤投票用紙を投票箱へ入れよう！
以上が投票の一連の流れです。